

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯への法外援護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯への法外援護に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯への法外援護に関する事務
②事務の概要	生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯に対して、日常生活の安定・向上及び自立・更生を図るため、法による扶助のほか、様々な法外援護を実施しています。 1 見舞金(夏季・冬季)を支給 2 学童服及び運動衣の購入費用を支給 3 夏季健全育成費(夏休みの野外活動等の参加費用)を支給 4 修学旅行支度金を支給 5 中学を卒業し、高校入学又は就職する生徒に高校学習支援金・就職支度金を支給
③システムの名称	1生活保護及び中国残留邦人等支援給付システム 2福祉総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1生活保護受給者ファイル 2中国残留邦人等支援給付受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第2項 2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条別表第一第7項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部生活福祉調整課
②所属長の役職名	生活福祉調整課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 芝地区総合支所区民課</p> <p>〒106-8515 東京都港区六本木5丁目16番45号 麻布地区総合支所区民課</p> <p>〒107-8516 東京都港区赤坂4丁目18番13号 赤坂地区総合支所区民課</p> <p>〒108-8581 東京都港区高輪1丁目16番25号 高輪地区総合支所区民課</p> <p>〒105-8516 東京都港区芝浦1丁目16番1号 芝浦港南地区総合支所区民課</p> <p>〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部生活福祉調整課</p>
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	保健福祉支援部生活福祉調整課生活福祉調整係 03-3578-2451
-----	---------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[○] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月15日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	2 (仮)港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例 第11条の2第1項 別表第一第7項	事後	番号条例の制定による追記
平成28年4月15日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	5 中学を卒業し、高校入学又は就職する生徒に入学支度金・就職支度金を支給	5 中学を卒業し、高校入学又は就職する生徒に高校学習支援金・就職支度金を支給	事後	港区生活保護世帯等に対する法外援護事業実施要綱の制定による追記
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活福祉調整課長 伊藤 忠彦	生活福祉調整課長 土井 重典	事後	人事異動
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報5評価実施機関における担当部署 ②システム	生活福祉調整課長 土井 重典	生活福祉調整課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年1月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②システムの名称	1中国残留邦人等支援給付システム 2福祉総合システム	1生活保護及び中国残留邦人等支援給付システム 2福祉総合システム	事後	システム変更のため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	I 関連情報 3個人番号の利用	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第11条の2第1項	2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和7年6月27日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策項目を新規記載			事後	様式変更のため